

令和6年度 宮城県立支援学校岩沼高等学園【川崎キャンパス】入学者選考要項

第1 募集学科・修業年限・募集定員

募集学科	修業年限	募集定員
産業技術科	3	8

第2 第一次募集

1 出願資格

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の者で、令和6年3月末日までに、中学校、特別支援学校(知的障害)中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者。

〈留意事項〉

- (1) 中学校、義務教育学校を卒業若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、川崎キャンパスを志願する場合は、特別支援学級(知的障害)在籍が条件である。

ただし、通常の学級又は特別支援学級(知的障害以外)に在籍している場合は、知的障害を証明する書類(療育手帳の写し等)又は市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が知的障害があると判断したことを証明する書類(就学支援委員会資料の写し等)を添付した市町村教育委員会教育長の証明書のいずれかを出願書類に添付することにより受検を可とする。

- (2) 川崎キャンパスを志願する者は、原則として教育相談を受けること。第二志望選考(スライド合格)制度で本校を志望する場合は、本校の教育相談を受けること。教育相談を受けていない場合は、速やかに連絡をすること。
- (3) 川崎キャンパスに出願できる者は、原則として出願時点で、高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部、支援学校高等学園のいずれにも在学していない者とする。

2 併願の不可

他の高等学園並びに、県立特別支援学校高等部との併願は認めない。

なお、合格した場合は、公立高等学校への出願は認めない。

3 出願手続

- (1) 出願に必要な書類(以下「出願書類」という。)

- ① 入学願書・受検票(川崎キャンパス所定のもので、手書きで記入する。)
- ② 調査書(川崎キャンパス所定のもので、パソコンでの記入も可とする。)
- ③ 出願者一覧表(川崎キャンパス所定のもので、パソコンでの記入も可とする。)
- ④ 写真(3cm×4cm)を2枚(裏に学校名と生徒氏名を記入する。)
- ⑤ 知的障害を証明する書類(通常の学級又は特別支援学級(知的障害以外)に在籍)

- (2) 出願書類の入手について

出願書類①、②、③は、川崎キャンパスのホームページからダウンロードし入手することができる。また、所定の用紙を川崎キャンパスより取り寄せることもできる。取り寄せを希望する場合は、

返信用の角形2号封筒に140円切手を貼付し、宛先（出身学校長名、郵便番号、住所）を明記し、送付すること。

なお、川崎キャンパスへの出願書類は全て緑色の用紙を使用すること。

（3）出願手続き

- ① 志願者は、出願書類を出身学校の校長(以下「出身学校長」という。)に提出し、出身学校長は本校校長へ提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書の上、受検票送付返信用封筒(長形3号)1通に簡易書留速達郵便料金704円分の切手を貼付し、宛先（出身学校長名、郵便番号、住所）を明記し、送付すること。

- ② 出願書類を受理した本校校長は、出願者の出身学校長に対して、出願者の受検番号を付した受検票を発行する。出願者は、出身学校長から受検票を受け取る。
- ③ 出願に係る手数料は、徴収しない。
- ④ 本校で受理した書類(受検票送付用封筒、切手等を含む)は、出願取消等があっても返還しない。

（4）その他

- ① 出願書類④「写真」について、裏に学校名と生徒氏名を記入し1枚は入学願書に貼付し、1枚は提出書類とともに提出する。
- ② 郵送にて出願書類を入手した場合、必要部数をコピーして使用すること。
- ③ 出願書類の記入は、記入要領、記入例、記入上の注意、記入上の留意事項を参考に、正確に記入すること。

4 出願受付

- (1) 出願期間は、令和5年12月15日(金)から令和5年12月27日(水)午後4時までとする。
- (2) 受付は、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後4時までとする。なお、郵送による受付も、12月27日(水)午後4時必着分までとする。
- (3) 出願場所は、宮城県立支援学校岩沼高等学園岩沼本校1階事務室とする。

5 県外からの出願

(1) 出願資格と出願承認の申請

- ① 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の者
- ② 他の都道府県に住所を有する者で、他の都道府県の中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業した者若しくは令和6年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは令和6年3月修了見込みの者

上記①、②に該当し、やむを得ない理由により川崎キャンパスへの入学を志願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認のための書類を本校校長に提出し、承認を得なければならない。

※「やむを得ない理由」については、令和6年度宮城県立支援学校高等学園入学者選考要項[PI7]に記載してあるので参照のこと。

(2) 出願書類と出願承認手続

- ① 出願承認のために必要な書類

ア 県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認願(様式第1号)

イ 宮城県の特別支援学校高等学園（県外から川崎キャンパス）に入学を志願する理由を証明する書類

- ② 出願手続きの受付期間は、令和5年11月14日(火)から令和5年12月8日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)とする。なお、出願承認手続きは、遅延なく行うこと。
- ③ 出願承認のために必要な書類を本校に郵送する場合は、「県外出願承認願在中」と朱書し、郵送すること。また、その際は、承認書送付用封筒(長形3号)1通に簡易書留速達郵便料金704円分の切手を貼付し、宛先(出身学校長名、住所、郵便番号)を明記し、宮城県立支援学校高等学園出願承認願を併せて本校校長へ郵送すること。
- ④ 本校校長は、宮城県立支援学校高等学園出願承認願を申請した者について審査の上、その理由が特にやむを得ないと認めたときは、出願者の出身学校長に対して、県外からの宮城県立特別支援学校高等学園出願承認書(様式第2号)を交付する。
- ⑤ 出願の承認を受けた者は、出願に際して、本校校長から交付された宮城県立支援学校高等学園承認書(様式第2号)を出願書類に添え、出身学校長を経て本校校長に提出する。

6 出願の取消

出願者が出願を取り消す場合は、宮城県立特別支援学校高等学園出願取消し届(様式第3号)により出身学校長を経て、速やかに本校校長に届け出るとともに、受検票を返還する。

7 入学者選考

- (1) 日 時 令和6年1月11日(木)
- (2) 会 場 宮城県立支援学校岩沼高等学園(岩沼本校)
- (3) 検査項目 共通学力検査(国語、数学)、運動能力検査、作業能力検査、面接
- (4) 日 程

受付	8:00～ 8:40
出席確認及び諸検査の諸注意	8:50～ 9:00
共通学力検査 国語	9:30～10:15
共通学力検査 数学	10:35～11:20
作業能力検査・運動能力検査・面接	11:45～12:35
昼食・休憩	12:45～13:30
作業能力検査・運動能力検査・面接	13:40～14:30
作業能力検査・運動能力検査・面接	14:50～15:40

(5) 連絡事項

- ① 受検者は、受検票、鉛筆、消しゴム、鉛筆削り、一組の三角定規、コンパス、昼食、上ばき(運動靴)、腕時計(ただし、アラーム音を発する腕時計の使用は認めない)、運動着上下を持参すること。
- ② 学力検査を受ける際、分度器(分度器機能付きの定規を含む)、計算、翻訳、辞書、通信等の機能を有する機器類(スマートフォン・スマートウォッチ等を含む)の選考会場への持ち込みは認めない。
- ③ 選考日当日、受検者は保護者同伴で選考会場に来ること。保護者は、受検者の体調に変調をきたしたとき、その対応をするため、本校の食堂で検査が終了するまで待機すること。中学校教員の引率は必要としないが、選考日当日に本校の校地内に入る場合は、所属が分かる名札を付けることとする。
- ④ 入学者選考日は午前8時40分までに受付を終了すること。
- ⑤ 受検者の受付確認後、午前9時00分から選考検査終了まで校門を施錠する。なお、この時間帯の学校への出入りは禁止とするため、保護者及び中学校からの引率教員は、当日の動向について

十分に注意すること。

- ⑥ 昼食は本人用と保護者用を別々に準備すること。検査会場に飲み物の持ち込みはできるが、昼食時と休憩時にのみ、飲むことができる。

8 追検による選考の実施

- (1) 第一次募集選考日当日に実施する共通学力検査及び諸検査等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。追検日は令和6年1月16日(火)とする。
- (2) 追検による選考は、第一次募集選考日当日に共通学力検査及び諸検査等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。
 - ① インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者
 - ② その他やむを得ない事由のある者
- (3) 第一次募集選考日当日において、共通学力検査のうち一教科でも受検した場合には、追検による選考を認めない。
- (4) 追検による選考における共通学力検査及び諸検査等は、第一次募集選考日に準じて実施する。
- (5) 実施上の手続き
 - ① やむを得ない事由により共通学力検査及び諸検査等を受検できなくなった受検生は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡する。
 - ② 当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、第一次選考日当日の午後4時までに、本校校長へ電話等で連絡する。
 - ③ 当該出身学校長は、令和6年1月12日(金)午後5時までに、追検による選考申請書(様式第7号-1)に返信用封筒を含む証明書類等を添付し、本校校長へ持参又は郵送する。
 - ④ 申請書及び証明書類等(以下「申請書類」という。)を受理した本校校長は、申請書類を審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、速やかに当該出身学校長宛てに追検による選考受検許可証(様式第7号-2)を送付する。
 - ⑤ 追検による選考を認められた受検生は、追検による選考日当日、受検票及び追検による選考受検許可証(様式第7号-2)を受付て提示し受検する。
 - ⑥ 追検による選考に係る書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、はじめにFAX等で送付し、その後、速やかに持参又は郵送することとする。

9 第二志望選考(スライド合格)制度について

川崎キャンパスを第一志望で受検したが合格とならず、第二志望で本校を志望した者を対象に、本校の合格者数が定員に満たなかった場合、第二志望での選考を行う。(ただし、本校の教育相談も受けていること。)

10 合格者の発表及び結果の通知

- (1) 合格者発表は、令和6年1月19日(金)午後3時に、本校昇降口に受検番号を掲示することで行う。
- (2) 選考結果については、出身学校長へ文書で通知する。(以下「通知書」という。)
本校にて通知書を受け取る場合は、各出身学校職員が印鑑を持参し、午後4時まで本校にて受理すること。通知書の郵送を希望する場合は、受検結果送付用封筒1通(角型2号、簡易書留速達郵便料金750円分の切手を貼付し、宛先(出身学校長名、郵便番号、住所)を明記したもの)を本校校長へ送付すること。(ただし受検者が複数いる場合の切手代は、2名:860円、3~4名:1090円とする。)
- (3) 合格発表に関する電話による問い合わせは、応じることはできない。

第3 第二次募集

1 第二次募集の実施

- (1) 合格者が募集定員に満たない場合、第二次募集を行う。
- (2) 第二次募集を行う場合、出願期間、選考方法及び合格者の発表日については、別に定め公表する。

2 出願資格

- (1) 本県の県立支援学校高等学園及び県立特別支援学校高等部(知的障害者)の第一次募集を受検し合格していない者又は本県の県立支援学校高等学園の第一次募集に出願したが、病気や不慮の事故等で受検できなかった者
- (2) 県外からの出願承認期間以降に、やむを得ない事由により県外から一家転住してきた者で、県外の特別支援学校への入学意思がないことが確認できる者

3 出願制限

- (1) 出願できる県立高等学園は、第二次募集を実施する県立高等学園の一つに限る。
- (2) 本県の県立支援学校高等学園及び県立特別支援学校高等部(知的障害)の第一次募集による合格者は、第二次募集に出願できない。

第4 入学の辞退

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式第4号)により出身学校長を経て本校校長に届け出ること。

第5 その他

- (1) 共通学力検査教科別得点の口頭請求による簡易開示
開示を希望する受検生等は、本校へ直接申し出ること。
なお、開示期間は、合格発表日の翌日から1か月間とする。
- (2) 共通学力検査及び諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い
出身学校長は、身体上のことなどで特に配慮を要する者が出願する場合は、共通学力検査及び諸検査等について、事前に本校校長と電話等で連絡・調整の上、出願期間の前のできるだけ早い時期に、本校校長に受検上の配慮申請書(様式第8号-1)により申請すること。
本校校長は宮城県教育委員会教育長と協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該出身校長に配慮通知(様式第8号-2)により通知する。
- (3) 願書[様式A]、出願者一覧表[様式B]、調査書については、川崎キャンパスホームページより、その他各様式については宮城県教育委員会特別支援教育課のホームページよりダウンロードし、使用すること。
- (4) 入学者選考に関して不明な点は、川崎キャンパス副校長まで問い合わせること。

連絡先 宮城県立支援学校岩沼高等学園 川崎キャンパス

住 所 宮城県柴田郡川崎町前川字北原25

電 話 0224-87-6571

FAX 0224-87-6572